

[一覧へ戻る](#)

# 1482 島根原子力発電所における不適切事案に関する立入調査について

平成 27 年 6 月 30 日  
原子力安全対策課  
課長 奈良省吾  
TEL : 0852-22-5931  
Mail : genshiryoku-  
taisaku@pref.shimane.lg.jp

本日、中国電力㈱から、島根原子力発電所の低レベル放射性廃棄物の固型化設備に用いる添加水流量計の校正記録の不適切な取り扱いがあったことについて、報告を受けました。

県は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 11 条に基づく立入調査を、松江市と合同で下記のとおり実施しましたのでお知らせします。

なお、今回の事案による環境への影響はありません。

### 記

#### 1. 立入調査日時及び場所

日時：平成 27 年 6 月 30 日（火） 17 時 00 分～ 20 時 45 分

場所：島根原子力発電所

#### 2. 立入調査員

島根県 防災部原子力安全対策課 奈良課長、伊藤原子力安全対策第二 G L、  
高嶋主任技師、柘植技師

松江市 防災安全部原子力安全対策課 矢野課長、先久専門技術員、向村主任主事、  
糸賀主事

#### 3. 立入調査結果概要

本事案に係る事実関係を、聴き取り及び関係書類により確認し、現場の状況を確認した。

##### ①本事案による周辺環境への影響の有無の確認

・本事案の発生期間である平成 26 年 5 月から平成 27 年 6 月までのサイトバンカ建物排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストが平常の値であったことを記録紙で抜き取り確認し、環境へ影響がないことを確認

②固型化設備の添加水流量計等の校正

- ・中国電力㈱の保修担当者が、実際には当該流量計の校正を委託していなかったが、それを実施したようにするため、架空の校正記録を作成していたことを、実際の書類で確認
- ・サイトバンカ建物内の固型化設備の添加水流量計等を現地で確認

③搬出を中止した低レベル放射性廃棄物の取り扱い

- ・今年度、搬出を予定していた低レベル放射性廃棄物（ドラム缶1,240本）について、敷地内の低レベル放射性固体廃棄物貯蔵所（A棟）において保管している状況を確認

④指示事項等

- ・今回の事案は重大な問題であると考えており、引き続き、調査、確認等を行っていく

（参考）島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（抄）

（立入調査）

第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。

注) 甲：島根県、乙：松江市、丙：中国電力㈱